

## 議案第80号

## 福岡市コンベンション施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、本市におけるコンベンションの更なる振興を図るため、コンベンション施設を新設するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、既存施設の利用料金の額を改める必要があるによる。

## 福岡市コンベンション施設条例の一部を改正する条例

福岡市コンベンション施設条例（平成13年福岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の表マリンメッセ福岡の項を次のように改める。

マリンメッセ福岡A館	福岡市博多区沖浜町
マリンメッセ福岡B館	

第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「マリンメッセ福岡」を「マリンメッセ福岡A館」に改め、同条第2号中「、駐車場」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) マリンメッセ福岡B館 多目的展示室、会議室その他の施設

第7条第1項第1号中「マリンメッセ福岡」を「マリンメッセ福岡A館」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) マリンメッセ福岡B館の施設 別表第2に定める額

第7条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第1 1 多目的展示室の表中「2,700,000」を「2,750,000」に、「248,400」を「253,000」

に、「2,970,000」を「3,025,000」に、「273,240」を「278,300」に、「2,160,000」を「2,200,000」に、「198,720」を「202,400」に、「2,376,000」を「2,420,000」に、「219,240」を「223,300」に、「1,620,000」を「1,650,000」に、「149,040」を「151,800」に、「1,782,000」を「1,815,000」に、「164,160」を「167,200」に改める。

別表第1 2 付帯施設の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	金 額			
	午前8時から 午後9時まで	午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
大会議室	円 220,000			円 110,000
会議室	66,000			33,000
サブアリーナ	110,000			55,000
展望応接室	88,000			44,000
主催者控室	44,000			
切符売場	11,000			
控室	33,000			
海のモール	550,000			
ロビースペース	33,000			
エントランス前敷地	41,800			
エキシビジョンパーク	82,500			
エントランスロビー	1平方メー トルまでご とに 1,100			

別表第1 3 駐車場(1) 1台ごとの利用の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
第1 駐車場	一般車両及び中型車両	60分までごとに	300 <sup>円</sup>
	上記以外の車両で市長が認めるもの	1日につき	2,000
第2 駐車場 第3 駐車場 第4 駐車場	一般車両	午前8時から午後10時まで1回ごとに	600
		午後10時から翌日の午後10時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	2,400
	中型車両	午前8時から午後10時まで1回ごとに	1,200
		午後10時から翌日の午後10時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	4,800
上記以外の車両で市長が認めるもの	1日につき	2,000	

別表第1 3 駐車場(1) 1台ごとの利用の表備考第2項中「B駐車場」を「第2駐車場」に改める。

別表第1 3 駐車場(2) 一括利用の表中「A駐車場」を「第1駐車場」に、「147,744」を「347,600」に、「B駐車場」を「第2駐車場」に、「120,960」を「144,320」に、「C駐車場」を「第3駐車場」に、「69,984」を「75,240」に、「ぴあトピア駐車場」を「第4駐車場」に、「31,968」を「145,200」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 施設の一部を利用する場合又は商品の展示、陳列若しくは販売その他営利を主たる目的で利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
  - 2 この表により難い特別な理由があると認めるときは、その都度市長が定める。
- 別表第3中「8,100」を「8,250」に、「32,400」を「33,000」に改め、同表を別表第4とする。
- 別表第2 1 会議室の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		金 額						
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
メインホール	平日	62,810 <sup>円</sup>	83,820 <sup>円</sup>	94,270 <sup>円</sup>	101,200 <sup>円</sup>	124,630 <sup>円</sup>	136,840 <sup>円</sup>	
	土日祝	75,460	100,540	113,190	121,440	149,600	164,120	
多目的ホール	平日	111,100	199,760	111,100	310,860	310,860	379,610	
	土日祝	133,210	239,690	133,210	372,900	372,900	455,620	
メインホール と多目的ホ ールとを一体的 に利用する場 合	平日	139,150	226,820	164,230	329,560	348,370	413,160	
	土日祝	166,980	272,140	197,120	395,450	418,000	495,880	
国際会議室		68,090	89,100	68,090	141,790	141,790	209,880	
中 会 議 室	409から 414まで	1室 利用	28,820	31,680	28,820	48,400	48,400	61,270
		2室 利用	57,640	63,360	57,640	96,800	96,800	122,540
	502及び 503	1室 利用	30,140	33,220	30,140	50,820	50,820	64,790
		2室 利用	60,280	66,440	60,280	101,640	101,640	129,580
小 会 議 室	401から 406まで	1室 利用	10,230	13,860	10,230	20,460	20,460	24,530
		2室 利用	20,460	27,720	20,460	40,920	40,920	49,060
		3室 利用	30,690	41,580	30,690	61,380	61,380	73,590
	407		7,260	9,790	7,260	14,300	14,300	17,270

504及び 505	1室 利用	9,680	12,760	9,680	15,290	15,290	19,910
	2室 利用	19,360	25,520	19,360	30,580	30,580	39,820
506		9,020	12,100	9,020	14,300	14,300	18,700

別表第2 2 付帯施設の表中「5,616」を「5,720」に、「2,592」を「2,640」に、「5,184」を「5,280」に、「1,620」を「1,650」に、「69,984」を「71,280」に改める。

別表第2 3 駐車場(1) 1台ごとの利用の表及び(2) 一括利用の表を削り、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

1 多目的展示室

区 分		金 額	
		午前8時から 午後9時まで	午後9時から 午前8時まで (1時間につき)
展示会・その他催事	平日	1,719,300 <sup>円</sup>	158,400 <sup>円</sup>
	土日祝	1,892,000	174,900
集会・会議	平日	1,376,100	127,600
	土日祝	1,514,700	140,800
アマチュアスポーツ	平日	1,031,800	95,700
	土日祝	1,135,200	105,600

備考

- 1 「土日祝」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

- 2 準備等のため利用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 3 許可利用者が、多目的展示室の利用に伴い電気、水道、ガス又は空気調和設備を使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

2 付帯施設

区 分	金 額			
	午前8時から 午後9時まで	午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
会議室	円 220,000	110,000円		
主催者控室	44,000	/		
控室	33,000			
エントランスロビー	1平方メー トルまでご とに 1,100			
広場	1平方メー トルまでご とに 110			

備考

- 1 この表に定めるもののほか、次に掲げる場合の利用料金の額は、規則で定める。
  - (1) 利用時間を超えて利用する場合
  - (2) 準備等のため利用する場合
  - (3) この表に掲げる施設と多目的展示室とを併用して利用する場合
  - (4) 物品販売を目的としてエントランスロビー又は広場を利用する場合
- 2 許可利用者が、付帯施設の利用に伴い電気、水道、ガス又は空気調和設備を使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、第1駐車場及びマリンメッセ福岡B館の供用は、規則で定める日から開始する。